

公益社団法人柏市シルバー人材センター地域班設置要綱

制定	平成24年	4月	1日
改正	平成24年	4月	1日
	平成26年	2月	7日
	平成26年	7月	14日
	平成27年	4月	22日
	平成28年	11月	22日
	令和元年	7月	1日
	令和3年	2月	8日
	令和3年	4月	21日

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人柏市シルバー人材センター（以下「センター」という。）正会員の自主的活動の促進を図るとともにセンター事業の適切な運営等に寄与するため地域班を設置する。

(組織)

第2条 各地区に別表1のとおり地域班を設置する。

- 2 各地区に地区長を、各班に班長を置く。
- 3 各班に必要な応じ副班長を置くことができる。ただし、副班長を選任しないときは、班長は副班長を兼務するものとする。
- 4 地区長は班長等（班長及び副班長）会議で選任し、班長及び副班長は会員の互選とする。
- 5 地区長、班長及び副班長は、会長が委嘱する。
- 6 各班に連絡員を置き、班長が選任する。ただし、連絡員を選任しないときは、班長または副班長は連絡員を兼務するものとする。

(任務)

第3条 地区長、班長、副班長及び連絡員は、次の任務を行う。

- 2 地区長は、次の任務を行う。
 - (1) センター及び班長との連絡調整
 - (2) 班会議等（班会議及び合同班会議）及びセンター事業等について助言
 - (3) 班長等会議を年1回以上開催し、班長等との意見・要望等を取りまとめセンターへ報告する
 - (4) センターが主催する会議の出席
- 3 班長は、次の任務を行う。
 - (1) 班会議等を年2回以上開催し、会員の意見・要望等を取りまとめセンターへ報告する。ただし、年2回以上のうち少なくとも1回は班単独の会議を目標とする

- (2) 会員の交流及びセンターとの連絡調整
 - (3) 地区長の補佐、副班長との連携・協力
 - (4) 市民へのセンターのPR及び新しい会員の勧誘
 - (5) 班長等会議の出席
 - (6) センターが主催する会議の出席
- 4 副班長は、次の任務を行う。
- (1) 班長を補佐し、班長に事故あるときは、その職務を代行する
 - (2) 班会議等及び班長等会議の出席
 - (3) センターが主催する会議の出席
- 5 連絡員は、次の任務を行う。
- (1) センターの会報の配布

(任期)

第4条 地区長、班長及び副班長の任期は2年までとする。ただし、それぞれの再任は、3期までとする。

2 補欠の任期は、前任者の残任期間とする。

(謝金)

第5条 地区長、班長、副班長には、別表2及び別表3に定める謝金を支給する。ただし、地区長が班長を兼ねるときは班長の謝金を、班長が副班長を兼ねるときは副班長の謝金を支給しない。

2 前項の者が、任期の途中で就任したときはその月分から、退任したときはその月分まで月割りで謝金を支給する。

3 連絡員には、別表3に定める謝金を支給する。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、その年度に全く任務を遂行しなかったときは、謝金は支給しないものとする。

5 謝金は、会長が定める日に支給する。

(経費)

第6条 地域班の目的を達成するために必要な経費の一部を別表4のとおり交付する。

(会議)

第7条 地区長会議又は地域班全体会議（以下「会議」という。）は、必要の都度、会長が招集する。

2 会議に要する経費は、予算の範囲内でセンターが支出する。

(委任)

第8条 この要綱に定めのない事項については、会長が定める。

附則

- 1 この要綱は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 社団法人柏市シルバー人材センター地域班設置要綱は廃止する。

附則

この要綱は、平成26年2月7日から施行し、平成26年6月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成26年7月14日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

この要綱による改正後の第4条の規定は、令和5年4月1日以後の行為から適用し、同日前の行為に対する適用については、従前の例による。

附則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

別表1 (第2条)

地区名	班名	構成町丁名
田 中 地 区	①船戸・大青田班	船戸、大青田、船戸山高野
	②大室班	大室、小青田、新十余二、正連寺
	③花野井班	花野井
	④松葉町班	松葉町
	⑤若柴・十余二班	若柴、十余二 100～600 番台
	⑥柏の葉班	柏の葉、中十余二、青田新田飛地
	⑦みどり台班	みどり台、伊勢原、十余二 1～99 番台
	⑧西原班	西原、西柏台
	小計 8 班	
富 勢 地 区	①布施班	布施、布施下、布施新町
	②宿連寺班	宿連寺
	③根戸班	根戸
	④北柏班	北柏、北柏台
	小計 4 班	
柏 西 地 区	①高田班	高田
	②松ヶ崎班	松ヶ崎、松ヶ崎新田、大山台
	③篠籠田 1 班	篠籠田の 1 部地域、かやの町
	④篠籠田 2 班	篠籠田の 1 部地域
	⑤豊四季班	豊四季 1～400 番台・900～1000 番台
	⑥豊四季台 1 班	豊四季台 2 丁目、3 丁目
	⑦豊四季台 2 班	豊四季台 1 丁目、4 丁目
	⑧あけぼの班	あけぼの、末広町
	⑨明原・西町班	明原、西町
	⑩旭町班	旭町、富里 3 丁目、向原町
	⑪新富・南柏班	新富町、豊上町、豊平町、吉野沢、豊町、南柏
小計 11 班		
柏 東 地 区	①柏中央班	柏 1～7 丁目、中央町、中央、泉町、東上町、桜台、若葉町
	②千代田・東班	東、千代田、あかね町、大塚町、東台本町、弥生町、八幡町、関場町、東柏
	③常盤台班	常盤台、富里 1～2 丁目、緑ヶ丘、ひばりが丘、日立台、豊四季 500～800 番台
	④永楽台班	永楽台、豊住 4～5 丁目、新柏、中原、名戸ヶ谷、亀甲台町
	⑤柏班	柏、柏下、呼塚新田
	⑥戸張班	戸張
	小計 6 班	

地区名	班名	構成町丁名
光ヶ丘地区	①光ヶ丘班	光ヶ丘、光ヶ丘団地
	②中新宿班	中新宿
	③今谷上町班	今谷上町、豊住 1～3 丁目、南柏中央、今谷南町
	④東中新宿班	東中新宿
	⑤加賀班	つくしが丘、加賀、中原 1～2 丁目
	⑥酒井根班	酒井根、東山、西山、青葉台
	小計 6 班	
土地区	①増尾班	増尾
	②増尾台班	増尾台
	③南増尾班	南増尾
	④逆井班	逆井
	⑤藤心班	藤心、逆井藤ノ台、東逆井
	⑥南逆井班	南逆井、新逆井
	小計 6 班	
大井・大津ヶ丘地区	①大井・大津ヶ丘 1 班	大井、緑台、大津ヶ丘 1～2 丁目
	②大津ヶ丘 2 班	大津ヶ丘 3～4 丁目
	③手賀・風早班	大島田、箕輪、五條谷、若白毛、岩井、手賀、鷺野谷、柳戸、泉、金山、片山、布瀬、手賀の杜、塚崎、風早
	小計 3 班	
高柳地区	①高柳班	高柳、藤ヶ谷、藤ヶ谷新田
	②しいの木台班	高南台、高柳新田、しいの木台、南高柳
	小計 2 班	
合計 4 6 班		

別表2（第5条）

職名	謝金金額	備考
地区長	24,000円（年額）	
班長	12,000円（年額）	
副班長	8,400円（年額）	

別表3（第5条）

区分	謝金金額
会報の配布	会員1人当たり60円

別表4（第6条）

区分	経費基準	算定日
各地域班	班員1人当たり300円とし、班員数を乗じた額	4月1日
地区長	活動（ボランティアを含む）1回当たり、当該地区の班数に500円を乗じた額。ただし、活動回数は5回を上限とする。	4月1日